

## 『頑張る企業』支援事業補助金

### 【公募要領】

#### 【受付期間】

受付開始：令和3年 5月24日（月）

受付締切：**※追加募集締切：7月13日（火）**

郵送、持参とも、受付最終日の17：00までに提出(必着)のこと。

#### 【受付先及び問い合わせ先】

一般財団法人 大川インテリア振興センター

〒831-0016 福岡県大川市大字酒見256-1

電話番号0944-87-0035

FAX番号 0944-87-0056

### 〔 目 次 〕

I	『頑張る企業』支援事業について	
1.	事業の目的	1
2.	補助対象企業	1
3.	補助対象事業	1
4.	補助対象経費	2
5.	補助率等	3
6.	応募手続き等の概要	3
7.	補助事業期間	5
8.	補助事業者の義務	5
9.	その他	5
II.	記入例	6
III.	計画書の様式	9

# I. 『頑張る企業』支援事業について

## 1. 事業の目的

本事業は、大川地区の木工業及びインテリア関連事業を営む企業が、新事業展開や新分野進出及び商品力強化、新商品開発並びに需要開拓を目的として行う事業に要する経費の一部を補助することにより、地域経済を支える中小企業等の競争力を高め、もって、当地区インテリア産業の振興を寄与することを目的とします。

また、今回は新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、売上げが減少した中小企業・小規模事業者を支援することを目的といたします。

## 2. 支援対象企業

本補助金の支援対象企業は、福岡県内に本社を置き、大川地区(大川市、柳川市、筑後市、久留米市、八女市、みやま市、大木町及び広川町)において、インテリア産業(関連事業含む)を営む、中小企業・小規模事業者、又はこれらの企業がグループによって実施する場合も支援の対象とします。この場合、幹事となる企業を定めることを要します。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から令和3年3月までの期間で、売上等が前年または前々年の同月と比較して15%以上減少しており、かつ、その後2カ月間を含む3カ月間の売上高等が前年または前々年の同月期と比較して15%以上減少している中小企業・小規模事業者が対象となります。

※新規創業者の場合は、3か月間以上の実績があり売上高の減少が見込まれる中小企業・小規模事業者について別途応相談

## 3. 補助対象事業

補助金は、支援対象企業に掲げる企業が行う以下に規定する補助事業に必要な経費のうち、本事業の審査会が必要かつ適当と認めるものについて交付いたします。

ただし、対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含みません。

### (1) 新事業展開及び新分野進出に関する事業

支援対象企業が、技術などの資源を活かし、他の企業との連携等によって新たな事業展開や新たな分野への進出に取り組む事業

### (2) 商品力強化や新商品開発に関する事業

支援対象企業が専門家等の助言や企業間連携によってデザインの改良、開発や新たな素材による試作品開発等に取り組む事業

### (3) 需要開拓に関する事業

支援対象企業が販路開拓・拡大を視野に入れた新規にIT化の整備(ホームページやネットショップの立上げ、リモートショールーム、バーチャルショールーム製作等)の推進に取り組む事業

### (4) その他、上記の事業に準じ、大川インテリア産業新事業促進事業として認められる事業

注1：展示会等はコロナウイルス感染症の影響で主催者により中止される場合がある為、コロナ禍による影響を受けない内容を考慮しての申請する事。

注2：補助対象企業で、次の各号のいずれかに該当するものが実施する事業については、補助金の交付対象外といたします。

- ① 同様の内容で国又は県の補助事業を行っているもの
- ② 審査委員会が不適当とみとめるもの

## 4. 補助対象経費

事業を行うにあたり補助対象となる経費は、次の表に掲げる経費です。それぞれの経費区分ごとに対象となる経費内容について記載します。

(この内容に当てはまらない経費は補助の対象となりません)

### ① 謝金

委員謝金、専門家謝金、講師謝金、実習企業謝金、デザイナー等謝金、消費者モニター謝金、審査委員謝金

### ② 旅費

委員旅費、専門家旅費、講師旅費、研修旅費、職員旅費、デザイナー等旅費、消費者モニター旅費、審査委員旅費、海外調査旅費（滞在費含む。）

### ③ 庁費

原材料費、機械装置又は工具器具購入費、製造・改良又は据付に要する経費、外注加工費、コンサルタント雇用料、会議費、会場借料、印刷製本費、プロバイダー契約料、プロバイダー使用料、ホームページ作成費、回線使用料、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、消耗品費、雑役務費、検査器具購入費、会場整備費、原稿料、受講料、デザイン料、機械器具借料及び損料、フィルム購入費、交通費、資料作成費、車両借上料、保険料、通訳雇料、通関諸費、分析試験費、型代、ブランド作成費、モニター用試作品費、ショー開催費

### ④ 委託費

大川インテリア産業新事業促進事業(頑張る企業支援事業)の一部を委託する経費

## 補助対象経費全般にわたる留意事項

- ① 補助事業を行うにあたっては、当該事業について区分経理を行い、証拠書類によって金額等が確認できるものを交付対象といたします。なお、見積書、納品書、請求書、領収書（銀行振込書類）等の証拠書類は必ず提出するものとします。
- ② 支払い方法は原則として銀行振替によるものとします。
- ③ 補助事業における発注先の選定にあたっては、1件あたり概ね10万円以上を要するものについては、原則として2社以上からの見積りを必要とします。ただし、発注する事業内容の性質上、見積りをとることが困難な場合は、該当する企業を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由書を添付するものとします。

- ④補助事業で購入する機械装置等は、当該年度の補助事業を実施するにあたって必要な機械装置等であって、必要な仕様であるものが補助対象となります。よって、生産への転用等を前提とした機械装置等の購入は認められません。
- ⑤中古品の購入は原則として、価格設定の適正性が明確でない場合には補助対象となりません。
- ⑥その他、以下の経費は補助対象となりません。
- ア) 通常の生産活動のための設備投資、原材料や商品仕入れ等営利活動とみなされる事業の経費
  - イ) 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
  - ウ) 自社建物等の建造物
  - エ) 商品券等の金券
  - オ) 名刺や文房具等の事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代
  - カ) 茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
  - キ) 不動産の購入費、自動車等車両の購入費・修理費・車検費用
  - ク) 税務申告、決算書作成等の為に税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等の為に弁護士費用
  - ケ) 金融機関などへの振込手数料
  - コ) 公租公課（消費税を含み、旅費に係る出入国税を除く。）
  - サ) 各種保険料（旅費に係る航空保険料、展示会等出展に係るものを除く。）
  - シ) 借入金などの支払利息及び遅延損害金
  - ス) 補助金計画書、交付申請書等の書類作成に係る費用
  - セ) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

## 5. 補助率等

- ① 補助率：補助対象経費の4分の3以内
- ② 補助上限額：50万円

(注1) 補助上限額：50万円の場合

補助対象経費約67万円支出の場合、その3/4の50万円を補助します。  
また、補助対象経費100万円の支出の場合には、その3/4は75万円となりますが、補助する金額は、補助上限額である50万円となります。

## 6. 応募手続等の概要

### (1) 申請書類

以下の申請書類をインテリア振興センターあて受付期間内に提出してください。  
計画書の提出後審査を行います。また、申請書類等の返却は致しません。

### 【申請書類】

- ① 『頑張る企業』支援事業計画書（様式第1）
- ② 補助事業計画書（別紙1）
- ③ 経費明細表（別紙2）
- ④ グループで申請する場合は代表者が事業責任者として申請書を提出します。  
この場合参加企業名簿等を添付して下さい。
- ⑤ 次のいずれかの書類（新型コロナウイルス感染症による事業者への支援事業となりますのでご提出が必要となります。）
  - (1) 売上高等の15%以上減少についての報告書（様式A）及び当該申出書の根拠資料（売上台帳、残高試算表等）
  - (2) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく市町村の認定書(写し)
  - (3) 中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく市町村の認定書(写し)

【申請部数】 6部（正1部、写し5部）

### 【注意事項】

- ① 記入要領を参考にしてください。
- ② 添付資料は必要なものに限ってください。
- ③ 提出書類の用紙サイズは原則としてA4で統一してください。

## (2) 採択方法

補助金の採択は、以下の評価内容に基づき、インテリア振興センターにおいて有識者等により構成される委員会において評価を行います。なお、審査の内容は非公開とします。

### 【評価内容】

- ① 目標と戦略
  - ・ 事業者の現状・課題を踏まえた上で、目標が明確かつ適切に設定されているか。
  - ・ 目標を達成するための戦略は具体的かつ妥当であるか。
  - ・ 次年度以降の事業展開を見込んでいるか。
- ② 事業計画とその効果
  - ・ 事業の内容が具体的かつ妥当なものになっているか。
  - ・ 事業の内容が課題・反省を踏まえたものになっているか。
  - ・ 経費が事業遂行方法及び見込まれる成果に対して妥当なものとなっているか。
  - ・ 本事業の実施により事業者から地域への波及効果が期待できるか。
  - ・ 事業の内容が従来にない新しい事業モデルとなりうるか。

## (3) 追加募集

補助事業の募集に際し、補助金申請額が予算総額に満たない場合は、振興センターは速やかに追加募集を行うものとします。

## (4) 結果の通知

採択案件の決定後、応募事業者全員に対して、速やかに採択又は不採択の結果を振興センターから通知します。採択となった事業者は、別途、補助金の交付に係る申請手続きを行っていただきます。

## (5) その他

採択された場合であっても、予算の都合等により希望金額が減額される場合があります。

## 7. 補助事業期間

補助事業実施期間は、交付決定日から実施期限2022年2月28日までとなります。  
補助事業期間外に行った事業については、補助対象となりません。

## 8. 補助事業者の義務

本制度の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

- ① 交付決定を受けた後、補助事業の内容又は対象経費の総額を変更しようとするときは、速やかに補助金変更承諾申請書(様式第2)を提出し、その承認を受けなければなりません。
- ② 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする時は、事前に振興センターの承認を受けなければなりません。
- ③ 補助事業者は事業年度における12月31日までの補助事業の実施状況について遂行状況報告書(様式第4)を作成し、翌年1月31日までに振興センターに提出しなければなりません。また、振興センター理事長が補助事業の実施状況の報告を求めたときも、遂行状況報告書を提出しなければなりません。
- ④ 補助事業者は、補助事業を完了した時は、その日から起算して30日を経過した日、又は3月10日のいずれか早い日までに実績報告書を振興センターに提出しなければなりません。
- ⑤ 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年を経過する以前に、補助金により取得した機械等の財産、効用の増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ振興センター理事長の承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格50万円未満のものはこの限りではありません。

## 9. その他

- ① 補助金の支払いは、振興センターが補助事業者から実績報告書の提出を受け、その内容を確認し、県、市の補助金額の確定通知後にその全額を支払います。  
なお、原則として、補助事業終了後の補助金額確定にあたり、帳簿類等の確認ができない場合は、当該に係る金額は補助対象外となります。

### Ⅲ. 記入例

#### 様式第1

令和 年 月 日  
※提出する年月日を記入します

一般財団法人大川インテリア振興センター  
理事長 倉重 良一 殿

郵便番号 800-0000  
住 所 福岡県00市00町0-0-0  
名 称 株式会社0000  
代表者の役職・氏名 代表取締役 0000 印  
電話番号 0944-00-0000

令和3年度大川インテリア産業新事業促進事業  
『頑張る企業』支援事業計画書

『頑張る企業』支援事業補助金の交付を受けたいので、下記の書類を添えて提出します。

#### 記

1. 補助事業計画書（別紙1のとおり）
2. 経費明細表（別紙2のとおり）
3. 会社案内等パンフレットを別添

（注）提出書類の用紙は、基本A4サイズにそろえて下さい。（申請書、見積書等のコピー等）

別紙 1

補助事業計画書  
(『頑張る企業』支援事業)

1. 申請者の概要

名称：株式会社〇〇〇〇

役職者名及び代表者名： 代表取締役 〇〇 〇〇

住所：福岡県〇〇市〇〇 〇-〇-〇

電話番号/FAX番号：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 / 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

メールアドレス：〇〇〇@〇〇〇. 〇〇〇. 〇〇

役職名及び担当者名：〇〇〇 〇〇 〇〇

設立年月日：〇〇〇 〇〇 〇〇

資本金：10,000千円

従業員数：20名

2. 実施事業名(30文字以内で記入すること)

「自社ホームページのリニューアルと、ECサイトの構築」

3. 事業の内容について

概要：既存の自社ホームページには、商品の写真と会社概要だけしかなく、自社のブランドをPRする機能も商品を販売する機能もなかった。今回、オンラインショッピングの機能を持ったホームページの構築を行い、ビジネスモデルを見直す機会として、ECサイトでの販売拡大を目指す。

計画及び効果：2020年11月までに、ホームページをリニューアルし、ECサイトを構築する。ホームページのリニューアルに合わせて、エンドユーザー向けの商品を開発し、新型コロナウイルスの影響により、好調なネットショッピング向けに商品を掲載する。2021年には、実在店舗での販売や展示会でのバイヤーの減少による販売の落ち込みを挽回すべく、自社ECサイトでのオンラインショッピングを実現する。以後、ECサイトでの売上を前年比120%以上達成する。

開発項目等：自社HPの製作及び、ECサイトの構築

※事業内容の目的・計画及びその効果等を具体的に簡潔にまとめて下さい。

4. 他の補助金申請の有無 ( 有  無 )

「有」の場合は補助事業名と補助金申請額を記載してください。

● 補助事業名： \_\_\_\_\_

● 補助金申請額： \_\_\_\_\_

別紙 2



経費明細表

経費配分内訳

(単位：円)

経費区分	補助事業に要する経費内訳 (税抜)	補助金 交付申請額	積算基礎
庁費 ホームページ作成費	ホームページ作成 企画デザイン     270,000 商品写真撮影     150,000 販売ツール制作    300,000	202,000 73,000 225,000	別紙見積書 別紙見積書 別紙見積書
合 計	720,000	500,000	

(注1) 「経費区分」とは、謝金、旅費、庁費、委託費に区分し、内容を記載して下さい。

(注2) 「補助事業に要する経費」には消費税を除いて記載して下さい。

(注3) 「補助金交付申請額」は「補助事業に要する経費」の3/4を超えないようにして下さい。

(注4) 積算基礎は、必要に応じて内容が分かる書面を添付して下さい。

(10万円以上は、2社見積書添付、または選定理由書を提出して下さい)

## Ⅱ. 計画書の様式

### 様式第1

令和 年 月 日

一般財団法人 大川インテリア振興センター  
理事長 倉重 良一 殿

郵便番号  
住 所  
名 称  
代表者の役職・氏名  
電話番号

印

令和3年度大川インテリア産業新事業促進事業  
『頑張る企業』支援事業計画書

『頑張る企業』支援事業補助金の交付を受けたいので、下記の書類を添えて提出します。

#### 記

1. 補助事業計画書（別紙1のとおり）
2. 経費明細表（別紙2のとおり）
3. 会社案内等パンフレットを別添

**（注）提出書類の用紙は、基本A4サイズにそろえて下さい。（申請書、見積書等のコピー等）**

別紙 1

補助事業計画書  
(『頑張る企業』支援事業補助金)

1. 申請者の概要

名称：

役職者名及び代表者名：

住所：

電話番号／FAX番号：

メールアドレス：

役職名及び担当者名：

設立年月日：

資本金：

従業員数：

2. 実施事業名(30文字以内で記入すること)

3. 事業内容について

概要：

計画及び効果：

開発項目等：

4. 他の補助金申請の有無 ( 有 無 )

「有」の場合は補助事業名と補助金申請額を記載してください。

● 補助事業名：\_\_\_\_\_

● 補助金申請額：\_\_\_\_\_

## 経費明細表

経費配分内訳

(単位：円)

経費区分	補助事業に要する経費内訳(税抜)	補助金 交付申請額	積算基礎
合 計			

(注1) 「経費区分」とは、謝金、旅費、庁費、委託費に区分し、内容を記載してください。

(注2) 「補助事業に要する経費」には消費税を除いて記載してください。

(注3) 「補助金交付申請額」は「補助事業に要する経費」の3/4を超えないようにしてください。

(注4) 積算基礎は、必要に応じて内容が分かる書面を添付してください。  
(10万円以上は、2社見積書添付、または選定理由書を提出して下さい)

(様式A)

新型コロナウイルス感染症の発生に起因する  
売上高等の15%以上減少についての申出書

①基準月の売上高等

A(売上高等 実績)		B(売上高等 実績)	
基準月	金額	該当する方の口欄にチェック(※1)	金額
		<input type="checkbox"/> 前年同月	
		または	
<input type="checkbox"/> 前々年同月			
年 月	円	年 月	円

(※1)前年同月か前々年同月のどちらかを選択するかは、「売上高等が15%以上減少した事業者の考え方」をご覧ください。

基準月の売上高等の減少率

$$\text{減少率} = \frac{(B - A)}{B} \times 100 \quad \boxed{\phantom{0000}} \%$$

(15%以上減少)

②基準月とその後2カ月を含む3カ月間の売上高等の実績

C(売上高等 実績)		B(売上高等 実績)	
基準月の後2カ月間	金額	該当する方の口欄にチェック(※1) (①で選択したものと同一)	金額
		<input type="checkbox"/> 前年同月	
		または	
<input type="checkbox"/> 前々年同月			
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
合 計	円	合 計	円

(A+C)	円	(B+D)	円
-------	---	-------	---

基準月を含む3ヶ月間の売上高等の実績の減少率

$$\text{減少率} = \frac{(B+D) - (A+C)}{B+D} \times 100 \quad \boxed{\phantom{0000}} \%$$

(15%以上減少)

<その他>

- ・①、②ともに15%以上の減少率であること。
- ・上記、売上高等の実績を確認できる書類として、参考様式「売上台帳」等を添付すること。
- ・参考様式「売上台帳」等の根拠となる決算書等の書類(以下「根拠書類」という)は、補助事業の完了(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む)の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- ・本申出書の申請者は、根拠書類について、福岡県知事(以下「知事」という)の要求があったときは、速やかに提出しなければならない。

(参考様式) ※対象月と、その後2カ月と、比較月3カ月のみ記入して下さい。全部埋めなくてもよい。

例:平成31年2月～4月と、令和2年2月～4月の売上高記載

## 売上台帳

(単位:円)

月	売上高	備考欄
平成31年2月		
平成31年3月		
平成31年4月		
令和元年5月		
令和元年6月		
令和元年7月		
令和元年8月		
令和元年9月		
令和元年10月		
令和元年11月		
令和元年12月		
令和2年1月		
令和2年2月		
令和2年3月		
令和2年4月		
令和2年5月		
令和2年6月		
令和2年7月		
令和2年8月		
令和2年9月		
令和2年10月		
令和2年11月		
令和2年12月		
令和3年1月		
令和3年2月		
令和3年3月		
令和3年4月		
令和3年5月		

※基準月の後2カ月までを記入し、それ以降は斜線を引くこと。

上記の売上高等は、決算書や確定申告書等の内容と相違ありません。

令和 年 月 日

所在地  
名称(商号又は屋号)  
代表者名  
TEL  
担当者名・連絡先

印

(様式B)

### 新型コロナウイルス感染症の発生に起因する 売上高等の15%以上減少についての申出書

本様式は「業歴3カ月以上1年1カ月未満の事業者」または「前年以降の店舗増加とうによって、単純な売上高等の前年比較が困難な事業者」が使用する。

#### ①基準月の売上高等

A(売上高等 実績)		B(売上高等 実績)	
基準月	金額	基準月の前2カ月	金額
年 月	円	年 月	
		年 月	
		B 合計	

#### 基準月の売上高等の減少率

$$\text{減少率} = \frac{(A+B) - A \times 3}{A+B} \times 100 \quad \boxed{\phantom{0000}} \%$$

(15%以上減少)

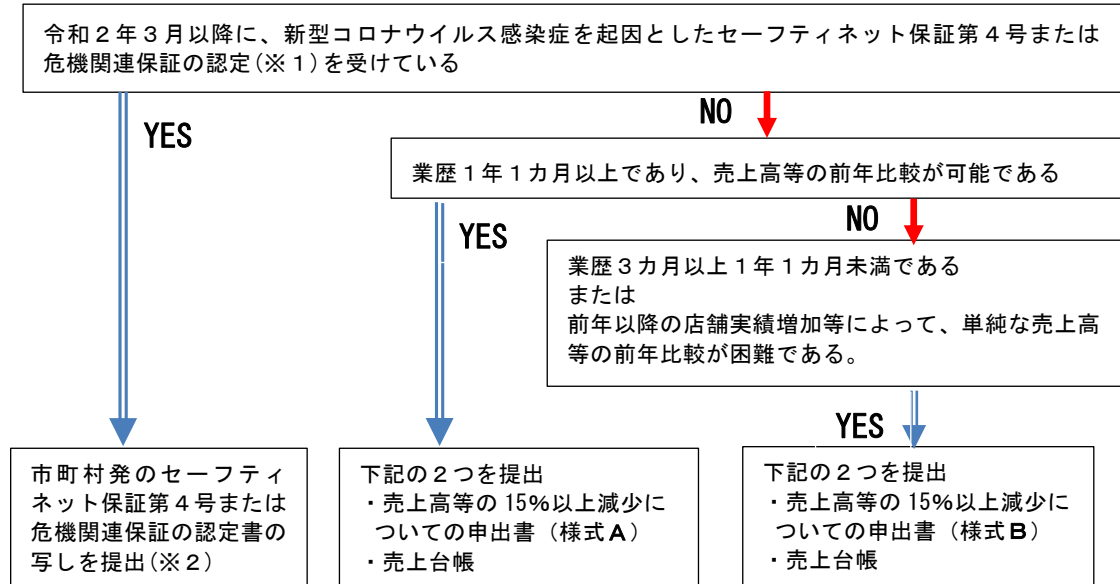
#### <その他>

- ・上記、売上高等の実績を確認できる書類として、参考様式「売上台帳」等を添付すること。
- ・参考様式「売上台帳」等の根拠となる決算書等の書類(以下「根拠書類」という)は、補助事業の完了(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む)の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- ・本申出書の申請者は、根拠書類について、福岡県知事(以下「知事」という)の要求があったときは、速やか

## 売上高等が15%以上減少した事業者の考え方

「新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、令和2年2月から令和3年3月までの期間で、売上高等が前年または前々年の同月と比較して15%以上減少しており、かつ、その後2カ月間を含む3カ月間の売上高等が前年または前々年の同期と比較して15%以上減少している中小企業等」について、下記のとおり取り扱いますので、ご注意ください。

### 1. 対象となるために必要な書類



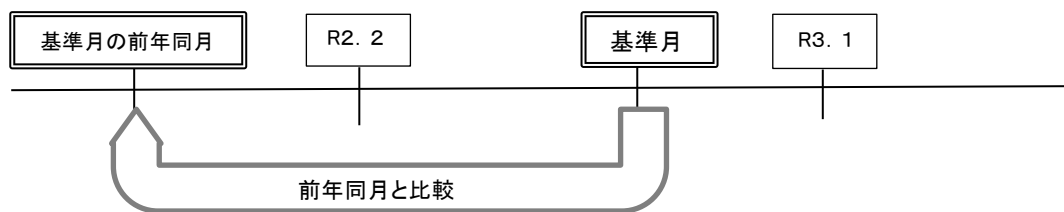
※1)セーフティネット保証第4号の認定:「中小企業信用保険法第2条5項代号の規定に基づく市町村の認定」  
危機関連保証の認定:「中小企業信用保険法第2条6項の規定に基づく市町村の認定」

※2)福岡県内において、「令和2年新型コロナウイルス感染症」を発動事由に発行されているものであれば、有効期限が切れているものでも可。

※3)申出書記載の売上の実績を確認できる書類を添付して下さい。

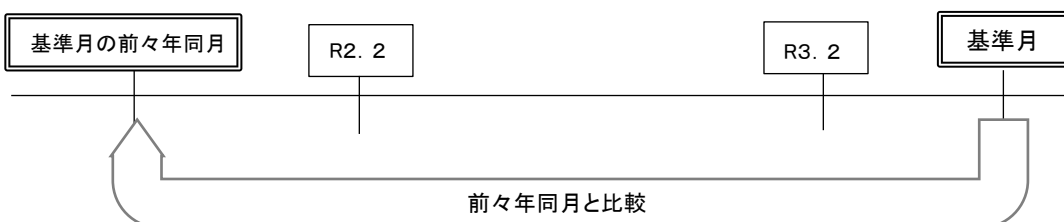
### 2. 申出書(様式A)における「前年または前々年同月」について

(1)「基準月」が令和2年2月～令和3年1月以前の場合



(2)「基準月」が令和3年2月以降の場合

①原則



② ①の比較時に、売上高が15%以上減少していないとき

